

2025 年度事業計画書

一般社団法人日本化学品輸出入協会

2024年の我が国の経済は、個人消費や設備投資の増加、インバウンド需要の回復、エネルギー価格の安定などにより、国内では景気回復基調が見られたが、国際的にはロシアのウクライナ侵攻の長期化やシリアのアサド政権崩壊を含む中東の地域パワーバランスの変化、台湾海峡の緊張の高まり、米中通商摩擦による米国の関税引上げと中国の希少資源輸出規制強化などの地政学リスクが影響を及ぼした。また、米国では2025年1月20日にトランプ大統領が再選され、中国への関税引上げや台湾問題などの政治的要素が絡み合い、米中関係は一層複雑化しており、我が国の貿易への影響が懸念されている。

このような国際情勢の下、2024年の我が国の化学品貿易は、速報値ベースで、輸出は1兆8千5百億円（前年比5.9%増）、輸入は1兆8千3百億円（同4.3%増）と堅調に推移し、我が国経済の成長を牽引している。しかしながら、化学産業のグローバル化が一層進展し、中国におけるエチレンプラントの増設によるデフレ輸出が強く懸念され、基礎化学品の供給過剰による競争が激化し、化学品のグローバル市場では価格下落の圧力が続いている。米中の貿易摩擦激化による関税引き上げ、重要物資の輸出規制等、各国の貿易政策の動向と影響を注視していく必要がある。

地球環境の保護、持続可能な社会を実現に向けて、エネルギーの大量消費と温室効果ガスを排出する製法から脱却し、環境負荷を減らすため、有害な副産物の排出を最小限に抑える革新的な技術を開発し、循環型経済、持続可能な社会を実現することが期待されている。また、先端技術による高付加価値化の構造改革も、一層のスピード感をもって進めていく必要がある。脱炭素社会の実現に向けたグリーン TRANSFORMATION (GX) を実現させるには、グローバルサウス連携含め、地球規模の視点による推進が不可欠である。化石燃料の代替としてのアンモニアや水素の利用、あるいはバイオマスなど、グローバル市場で様々な新規事業に挑戦していくことが求められている。また、デジタル技術を活用し、原材料の調達や製造拠点の移転と集約、物流の効率化を図り、化学業界のサプライチェーン全体を再構築していく必要がある。

このような課題を解決していくため、当協会の各業務委員会及びその傘下のワーキンググループ (WG) は、商社と化学メーカーが先端技術開発を担う化学メーカーとグローバルにサプライチェーン展開を担う商社が一堂に会し、経済安全保障、国内外の化学品管理に関する様々な課題について、日々、活発な意見交換を展開している。その成果は会員と共有すると共に、業界の意見・提案として、行政へ報告・相談するなど官・民の橋渡しの役割も担っている。

貿易管理においては、ロシア・中国という安全保障上の関心としての国家主体が重要になってきたことにより、これまでの不拡散型輸出管理の枠組みが大きな転換点を迎えている。また先端半導体やA I 等の民生技術が軍事技術転用に密接に関係することから、その管理の重要性が高まってきている。輸出者は需要者の軍関係の取引への関与や技術の軍事転用可能性などの確認に一層取り組む必要があるが、この民生技術の発展や汎用品・汎用技術の軍事転用可能性の高まりにより、輸出者自身が該非判定や用途・需要者確認等の判断をするのがより困難な状況になっている。

このような国際情勢等を背景に、国内では4月に産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会中間報告が公表され、これまでよりも大きく踏み込んだ提言がなされた。この中間報告は、①補完的輸出規制の見直し、②技術管理強化のための官民対話スキームの構築、③機動的・実効的な輸出管理のための重層的な国際連携、④安全保障上の懸念度等に応じた制度・運用の合理化・重点化、という主要な四つの提言とともに、⑤国内外の関係者に対する一層の透明性の確保、⑥インテリジェンス能力の向上と外部人材の活用、という二つの提言から構成されており、9月8日には③に関連してワッセナーアレンジメント(WA)で合意されていない重要技術(数ナノメートル構造の観察が可能な走査電子顕微鏡、量子計算機等)を、同盟国とともに先行管理を実施していく法改正が実施され、12月30日には②の官民対話スキームの法改正が施行された。更に2月1日には①と④に係る法改正に向けての意見募集がなされ、2025年度初めには施行される予定である。

一方、中国では2020年に施行した輸出管理法の下位法令である「両用品目輸出管理条例」が昨年12月1日に施行され、12月3日にはガリウム、グルマニウム、アンチモン、超硬材料関連のデュアルユース貨物の米国向け輸出の原則不許可等が、本年1月2日には米国企業28社を輸出管理規制ユーザーリスト(米国のエンティティリストにあたるもの)に掲載するなどの、米国の対中規制に対抗する法的手段としての活用方針が打ち出された。米国は新しく発足したトランプ政権が、2月からカナダ・メキシコ・中国への追加関税などの新たな動きを見せており、今後の動向を注視する必要がある。

化学品管理においては、循環型経済の志向、並びに2023年9月に採択された化学物質の使用、廃棄段階を含む全ライフサイクルの健全な管理を改善することを目的とする国際的な化学物質管理のための新たな枠組み「Global

Framework on Chemicals」を受けて、リサイクル原材料の使用促進及びそれらに関する規制の整備・強化が注目されている。

欧洲では、これらを先導するように、2023年に電池規則が制定されるとともにE L V（廃自動車指令）の改正案が欧洲委員会より公表され、翌2024年にはエコデザイン規則が制定された。これらの規則は、いずれも回収原材料の使用の義務化やリサイクルを阻害する懸念物質の排除を規定するものである。またそれらの基盤をなすC L P規則が2024年に改正された。懸念物質の中でも、特に有機フッ素化合物（P F A S）の規制動向を注視する必要がある。欧洲化学品庁より2023年に公表・意見募集された一万種類を超えるP F A Sをグループとして一括規制する制限案に対し5000件超の意見が提出され、それらを踏まえ2025年～2026年にかけて業種・用途別での制限案が纏められることになっており、その動向は注視していかなければならない。

中国・東南アジア、南米諸国をはじめとして世界各国においても化学物質規制の強化が具体化してきている。一方で、国連環境計画のプラスチック汚染防止条約は昨年11月の最終会合でも条約案が合意できず、本年に持ち越しとなつた。さらに米国ではトランプ政権が誕生し、環境政策の大きな変更が想定される。これらの複雑化する諸規制とコンプライアンス対応について、各国・地域別の規制動向に関する最新情報を収集・調査・解析することによって、健全な法制度・対応を行政当局に提案し行政と連携する必要性は、これまで以上に高まっている。

2023年、当協会は創立70周年を迎えた。公益法人制度改革三法に基づく一般社団法人へ移行した2012年以降は、DX第1フェーズとして、経理処理・会計決済、電帳法・インボイス制度対応のためのデジタル化による業務効率の全体最適化に取り組んできた。2024年度からは、DX第2フェーズとして、サーバー更新時期（動作保証期限到来）を迎えた既存ネットワーク・システムの再構築と法令相談Q&Aの累積データの活用（AI学習効果の利活用）を視野に入れ、新たなシステム開発にも着手した。2025年度は、サーバーの入替を機とし、セキュリティー強化を図ると共に、データのオンプレミス保管のみならず、一部データのクラウド化を推進し、更には協会Webの会員との双方向コミュニケーション機能含め、リニューアルすることを計画している。

当協会は、今後とも一般社団法人としての非営利活動を基本とし、会員サー

ビスの一層の充実を図っていく。具体的には、国内外で施行される新たな法規制に関する最新かつ正確な情報を調査・収集・解析し、会員企業の迅速な対応に資すべく、その結果を提供していく。また、会員から日々寄せられる相談・質問に個別に丁寧に対応することにより、会員企業のコンプライアンス体制の整備・強化を支援していく。更に、これらの活動を通じて当協会に蓄積される知見を会員企業に広く共有していく。化学メーカーと化学品貿易に携わる商社のグローバル・サプライチェーンにおける課題解決が益々重要になっており、行政当局との対話の機会を増やし、会員の期待に最大限に応える活動を継続していく。

一. 業界活動の推進

化学品の輸出入事業者は、厳しい貿易管理と国内外の多岐に亘る化学品関連法規制の遵守を義務づけられており、法令対応に関する不安を抱える事業者は決して少なくない。輸出取引では外為法輸出貿易管理令別表第一及び別表第二、輸入取引では化審法、安衛法、毒劇法、消防法など国内の主要法令への対応は当然のことながら、関係する国内外の化学品関連諸法令に対し、すべての事業者が実務的に対応できるコンプライアンス体制の構築が求められている。

当協会は、諸法規制のそれぞれの目的や意義への理解を深め、個別相談やセミナー開催等を通じ、会員企業のコンプライアンス体制の構築を丁寧に支援していく。同時にこれらの諸法規制を化学品輸出入業務の現場で運用する際に生じる日常的な様々な問題・課題に関するテーマを会員企業から吸い上げ、輸出入業務への阻害要因を取り除くべく、経済産業省等の各法令を所管する関係当局に対し、合理的な法規制の実現に向けた意見具申等の働きかけを継続していく。これらのテーマは、当協会活動の中核を担う3つの業務委員会（貿易管理委員会、化学物質安全・環境委員会、通商・貿易委員会）、及びその下部組織である各種ワーキング・グループの活動において協議・検討し、当協会はそれらの事務局として解決に至るまでを主導していく。具体的なテーマ・活動としては、現在、以下のような事例が挙げられる。

国内の法規制への対応については、経済安全保障をめぐる外為法の政省令改正や「事業者による自律的な化学物質管理」を基軸とする体系に変更された安衛法の円滑な施行を目指して安衛法の改正が建議される等、国内法規制の動向に係る最新で正確な情報を会員企業に案内・周知する。同時に新たな法規制を運用する輸出入実務の現場における課題を整理し、関係当局と意見具申を含む

情報の共有化を図る。更に昨年合意に至らず本年も継続審議されることになった「プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書策定に向けた政府間交渉委員会（I N C）」における議論や、リサイクルプラスチック材料への規制については、会員企業からも深い関心が寄せられている。そのため、商社とメーカーが一体となり、行政当局と連携してリサイクルをグローバルに推進していく。

海外の法規制への対応については、会員と共に築き上げて来たグローバル・ネットワークを生かし、迅速かつ正確な最新情報の把握に努めていく。同時に海外各国当局とのコミュニケーションが可能な関係を維持・構築し、貿易実務を踏まえ積極的な提言を図る。そのため、必要に応じ現地当局への「化学品法令調査ミッション」の派遣（具体的には以下）を検討する。

1. 中国：2025年度は中国で開催される日中両産業界が直接対話によって課題を共有する貴重な機会である日中化学産業会議
2. 韓国：本年1月に施行された化評法と化管法の改正に続く政令の施行が見込まれるため、会員へ提供する最新情報の収集
3. ベトナム：昨年直接対話した当局の担当者との継続的な情報交換

E Uにおいては2025年度R E A C H改正案の公表及び改正E L V指令の制定に向けた関係機関での審議が見込まれるとともに、電池規則の規定を受け関連する事業者にはデューデリジェンス義務遵守の適用が開始されることになっている。米国では人体や環境への有害性の可能性が指摘されているP F A Sについて、リスク評価に必要な情報を網羅的に収集するためのP F A S報告がより厳しい条件で開始された一方で、前政権が施行したP F A Sの水道水規制を停止する等、トランプ新政権による今後の政策変更が注目される。中国では危険品に関わるQ R コードや長江保護法への対応に加え、新法として化学品安全法案が公表され、韓国では本年1月から施行されたより幅広い情報開示を含む改正化評法/化管法への実務対応、インドでは同国へ輸出する化学品に求められるインド標準規格（B I S）への適合認証取得の対象品目が拡大してきている。更に、昨年12月に釜山で合意できなかったプラスチック汚染に関する条約の再開についても引き続きフォローする必要がある。

これらの具体的なテーマに関する各業務委員会やワーキング・グループ活動における協議・検討の成果は、会員企業の枠に留めることなく、化学品取扱い事業者全体の輸出入事業におけるコンプライアンス体制の整備・強化に資する情報として、それらを本邦の化学業界全体の関係者へ周知する情報発信につい

ても取り組んでいく。

二. 情報共有

1. 個別相談への対応

事務局は会員企業から寄せられた各種相談に応じる。相談内容によっては当事者の代わりに関係省庁・関係機関等へ照会し、当局に内容確認を経てからアドバイスを行う。主な案件は以下のとおり。

(1) 安全保障貿易管理等

輸出貿易管理令 別表第1・別表第2及び外国為替令別表等

(2) 化学品管理（国内の法令・制度）

化審法、安衛法、毒劇法、消防法、危険物船舶輸送及び貯蔵規則等（薬機法、食品衛生法、農薬取締法等は除く）

(3) 化学品管理（海外の法令・制度）

歐州R E A C H ・ C L P、米国T S C A及び中国新化学物質環境管理登記弁法等

(4) 通商・貿易

プラスチック汚染条約 I N C の交渉、重要鉱物資源の確保を含むG X サプライチェーン、プラスチックのマテリアルリサイクル品輸入など化学品の通商・貿易関連事項等

2. 関連情報の配信

事務局は会員企業向けに化学品輸出入事業者の安全保障貿易管理及び化学品管理の支援に資する情報等の配信・共有に努める。

(1) 「J C E I A情報」

主に行政当局等から発せられた国内外の法令関係情報（法令制定・改正、周知案内、意見募集等）を日々電子メールで速報する。また、2025年度内に改修する会員情報システム内に新たに電子メールの同時大量送信機能を組み込み、効率化を図る。

(2) 「輸出管理化学物質検索用リスト」

輸出貿易管理令別表第1及び別表第2の該非判定に資する品目リストを協会のウェブサイト上で有償提供する（一般企業も購読が可能）。

（3）「化学物質等国内規制法一覧」

化学物質の製造、輸出入、輸送、国内販売、廃棄等に関連する国内法規を纏めたリストを電子メールにて提供する（一般企業も購読が可能）。

（4）「化学品通関統計データベース」

財務省発表の通関統計データに独自に加工を施したデータベースを協会のウェブサイト上で提供する。

3. セミナー・講習会の開催

事務局は会員企業および一般企業向けに、おもに化学品管理の支援に資するテーマを選定し、企画・開催する。原則として参加人数無制限のオンラインセミナー及び双方向対話学習の人形町セミナーを含め、カテゴリー別の主な開催テーマは以下のとおり（詳細は本文最後の別紙「2025年度セミナー・講習会の開催予定」参照）。

（1）安全保障貿易管理等

- ・化学品の安全保障貿易管理
- ・輸出貿易管理令別表第二等の有害化学物質の輸出管理
- ・中国の輸出管理法の動向

（2）化学品管理（国内の法令・制度）

- ・化審法
- ・安衛法
- ・毒劇法
- ・消防法
- ・GHSとラベルの基礎知識
- ・SDSの基礎知識

（3）化学品管理（海外の法令・制度）

- ・主要国/地域の化学物質規制
- ・欧州 REACH・CLP
- ・米国 TSCA
- ・中国 危険化学品、新化学物質
- ・台湾 毒性及び懸念化学物質管理法
- ・韓国 化評法
- ・ASEAN諸国の化学品法令・制度

- ・中南米その他の新興国における化学品法令・制度
- (4) 通商・貿易
- ・危険物の海上輸送
 - ・危険物の航空輸送
 - ・化学品の輸出入法令対応実務

三. 協会の運営

1. 総会等の開催

理事会は、定款に則り、協会の運営に関する事項を執行し、決算書類など重要案件についての議案を定時総会（社員総会）へ諮る。本年は当協会役員（理事、監事）の任期満了に伴う改選期にあたり、来る6月4日開催予定の第16回定時総会において次期役員の選任を実施する。企画・運営委員会は、理事会を補佐し、協会の運営全般のサポートを行う。また、会員企業の相互交流の場を設け、これに関係官庁、関係団体など協会事業への協力者を招待し、新年賀詞交歓会等を催す。

2. 新規会員企業の獲得

2025年3月末時点の会員企業数は242社（前年同期比で4社増加）を見込んでいる。引き続きコンプライアンス支援に軸足を置いた会員へのサービスの質の向上を図ることにより、会員企業の獲得を図る。又、サービス提供先を中小企業・小規模事業者や異業種の化学品取扱事業者へ広げるべく、贊助会員等の方含め検討する。

3. 協会業務のデジタル化

2024年度下半期に着手したサーバー入替に伴うDX改革の第2フェーズとして、既存の会員情報システム、セミナーシステム、輸出管理物質検索システム、通関統計データシステムの再構築、法令相談Q&Aの累積データの活用を視野に入れたシステム開発を継続する。サーバーの入替を機にセキュリティ強化を図ると共に、一部データのクラウド化を推進し、更には協会Webを会員との双方向コミュニケーション機能を持つものへリニューアルし、一層の業務効率化を実現させ、会員にとっての利便性の向上を図る。

別紙

2025年度セミナー・講習会の開催予定

一. 「オンラインセミナー」（原則として募集人数制限なし）

(1) 安全保障貿易管理等

開催月	テーマ名	講師	募集人数
10月	化学品の輸出管理（ベーシック）	協会	100名
12月	化学品の輸出管理（アドバンス）	協会	100名
2026年2月	輸出貿易管理令別表第二等の 化学品の輸出管理	経済産業省	100名
12月	中国の輸出管理法の動向	外部	100名

(1) の計3回、300名

(2) 化学品管理（国内の法令・制度）

開催月	テーマ名	講師	募集人数
4月	消防法（危険物）	消防庁他	120名
4月	GHSとラベルの基礎知識	協会アドバイザー	100名
5月	SDSの基礎知識	協会アドバイザー	100名
6月	化学品の輸出入に係る法令入門※	協会	140名
9月	リスクアセスメントの基礎知識	協会アドバイザー	100名
11月	毒劇法	厚生労働省他	140名
12月	安衛法	厚生労働省	120名
2025年1月	化審法	経済産業省他	120名

※印安全保障貿易管理等の分野のテーマも含む。

(2) の計8回、940名

(3) 化学品管理（海外の法令・制度）

開催月	テーマ名	講師	募集人数
5月	中南米およびその他の化学品規制対応実務	外部	100名
6月	ASEAN諸国の化学品規制	外部	100名
7月	中国の化学品規制（基礎編）	外部	100名
7月	米国の化学品規制と最新動向	外部	100名
9月	台湾の化学品規制	外部	100名
9月	米国化学品規制実務の基礎知識	外部	100名
11月	中国の化学品規制（応用編：危険	外部	100名

	化学品・新化学物質)		
2月	韓国の化学品規制	協会	100名
2月	欧州の化学品規制 (REACH・CLP)	協会	120名

(3) の計 9回、920名

(4) 通商・貿易

開催月	テーマ名	講師	募集人数
7月	新・化学品の輸入実務（前編）	協会	180名
7月	新・化学品の輸入実務（後編）	協会	180名
9月	新・化学品の輸出実務（前編）	協会	250名
10月	新・化学品の輸出実務（後編）	協会	250名
10月	危険物の海上輸送	外部	140名
2026年3月	危険物の航空輸送	外部	120名

(4) の計 6回、1,120名

一. 項の合計 26回、3,280名

二. 「人形町セミナー」（対面開催）（注）

(1) 安全保障貿易管理等

開催月	テーマ名	講師	募集人数
毎月	化学品の輸出令該非判定演習	協会	各回 8名

(1) の計 12回、96名

(2) 化学品管理（国内の法令・制度）

開催月	テーマ名	講師	募集人数
5月	SDS 作成（混合物の GHS 分類）基礎編	協会アドバイザー	16名
6月	SDS 作成（混合物の GHS 分類）応用編（前編）	協会アドバイザー	16名
6月	SDS 作成（混合物の GHS 分類）応用編（後編）	協会アドバイザー	16名
10月	SDS 作成（混合物の GHS 分類）応用編（前編）	協会アドバイザー	16名
10月	SDS 作成（混合物の GHS 分類）応用編（後編）	協会アドバイザー	16名

11月	カーボンファットプリントの算出	協会	16名
-----	-----------------	----	-----

(2) の計 6回、96名

(3) 化学品管理（海外の法令・制度）

開催月	テーマ名	講師	募集人数
5月	諸外国における GHS 導入の最新動向	外部	20名

(3) の計 1回、20名

二. 項の計 19回、212名

一. 項と二. 項の合計 45回、3,492名

(注) 「人形町セミナー」とは

輸出管理や化学物質管理に係る法規制について、会員企業の社員が、自律的に対処する能力の育成支援を目的とし、2020年度から開始したセミナーの総称（原則として、日本橋人形町の協会会議室にて対面で開催することから「人形町セミナー」と命名）。従来型の「オンラインセミナー」とは異なり、講師と少人数の参加者による対話形式とし、演習等を通じて実践的な知識・技量を身に着け、更には特定の分野を深掘りし、比較的専門性の高い知識を学ぶ機会とするもの。

三. 「講師派遣型セミナー」（依頼・要請に基づき不定期に開催するもの）

会員からの開催要望、及び公共性のある事業者団体からの要請に基づく派遣等、現時点で5回の開催を予定している。化学品を取扱う異業種の公益法人への講師派遣や小規模事業者を対象とするセミナー等は、会員以外へのサービス提供であるが、新規会員獲得の契機にもなり得るため、当協会活動の成果を広く社会に還元することを目的とし、依頼・要請があれば、適宜開催していく。

以上